○法務省告示第七十八号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年四月二日　法務大臣　鈴木　馨祐

東京法務局所属　竹中理比古

札幌法務局所属　森田　祐一

○外務省告示第百二十二号

令和六年四月十六日にサントドミンゴで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がドミニカ共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、令和七年二月二十八日に効力を生じた。

令和七年四月二日　外務大臣　岩屋　毅

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ドミニカ共和国の経済の安定及び開発努力を促進する意図をもって、両政府間の協力のための努力の一環として供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とドミニカ共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　六十六億六千万円（六、六六〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）及び米州開発銀行によって作成された「サントドミンゴ首都圏における統合的及び持続可能な固形廃棄物管理プログラムのための協調融資計画」の下での統合的な固形廃棄物管理改善計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、ＪＩＣＡにより、日本国の関係法令に従って、ドミニカ共和国政府に供与されることになる。借款は、米州開発銀行との協調融資として特徴付けられる。

2 (1)　借款は、ドミニカ共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約（以下「借款契約」という。）に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　利子率は、年一・七パーセントとする。

(c)　支出期間は、借款契約の発効の日の後六年とする。

(2)　借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3 (1)　借款は、ドミニカ共和国の実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して将来行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間で締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ドミニカ共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡと米州開発銀行との間で作成された枠組協定に従って調達されることを確保する。

5　ドミニカ共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してドミニカ共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためドミニカ共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　ドミニカ共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してドミニカ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してドミニカ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してドミニカ共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してドミニカ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(e)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の購入に関してドミニカ共和国において課される全ての付加価値税

8　ドミニカ共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びドミニカ共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されないことを確保すること。

9　ドミニカ共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びドミニカ共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のドミニカ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十四年四月十六日にサントドミンゴで

ドミニカ共和国駐在
日本国特命全権大使　高木昌弘

ドミニカ共和国外務大臣
ロベルト・アルバレス閣下

（ドミニカ共和国側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、ドミニカ共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のドミニカ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文であるスペイン語、日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十四年四月十六日にサントドミンゴで

ドミニカ共和国外務大臣
ロベルト・アルバレス

ドミニカ共和国駐在
日本国特命全権大使　高木昌弘閣下

○外務省告示第百二十三号

令和七年一月十日にジャカルタで、インドネシア共和国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する次の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、令和七年三月七日に効力を生じた。

令和七年四月二日　外務大臣　岩屋　毅

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国政府の代表者とインドネシア共和国政府（以下「被供与国政府」という。）の代表者との間で、インドネシア共和国（以下「被供与国」という。）の安全保障上の能力及び抑止力の向上を目的として行われる日本国政府の協力に関して最近行われた討議に言及するとともに、日本国政府に代わって次の了解を提案する光栄を有します。

1　日本国政府は、法の支配に基づく平和、安定及び安全の確保、人道目的の活動又は国際平和協力活動を目的とした被供与国政府による安全